2020年２月度勉強会のご案内

年が明けて早や１ヶ月が経過しました。改めて時の経つ速さを感ずる今日

この頃ですが皆様方には如何お過ごしでしょうか？

本年最大のイベントは何と言っても｢東京オリンピック2020｣の開催です。

日本選手の活躍と共に我が国の素晴らしさも是非アピールしたいものです。

さて２月度勉強会は2018年7月に40年振りに大幅改正された**｢相続法｣**について山下江法律事務所代表山下江さんに今回の重要な改正点について

判り易くお話ししていただきます。

例えば・配偶者居住権の新設
・遺言制度の見直し

・預金払い戻し制度創設など
昨今の家族関係は以前と比べ複雑・多様化すると共に個人の権利意識も変化

しており､相続においても係争事案が多発し且つ複雑になっています。
誰もが経験する｢相続｣について法律を知らないために大きなトラブルになる

ことを回避･軽減し､円満な相続を実現するために改正相続法のここだけは

押さえておきたいポイントを判り易く解説していただきます。

月末の大変ご多忙な時期とは存じますか､この機会に是非相続について関心を

持っていただき度、お知り合いにもお声掛けいただき､多数ご参加下さい

　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| 　　　・日時：２月28日(金)　１８：４５～２１：００　　　・場所：広島アンデルセン（中区紙屋町）　　　・ゲスト：山下江法律事務所代表　山下江氏　　　・テーマ：～ここだけは押さえたい～　　　　　　　　　｢相続法改正のポイント｣・会費：５，２００円 |

　　　**ご回答は2月2６日(火)5時**まで**にお願い致します**

**ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ:utsumi@hicat.ne.jp**

**◉なお、参加申し込み期限後の取り消しおよび欠席の場合には後日会費を請求**

**させていただきますので悪しからずご了承ください。**